

対象 用途	適用基準	省エネ基準に対する適合基準の水準 ^{※1}	
		平成28年4月施行後 に新築された建築物	平成28年4月施行の 際現に存する建築物
非住宅	一次エネルギー消費量基準 ^{※2}	1.0	1.1
	外皮基準 (PAL*)	—	
住宅	一次エネルギー消費量基準 ^{※2※3}	1.0	1.1
	外皮基準 (U_A , η_{AC}) ^{※4}	1.0	—

※1 表中の数字は設計値を基準値で除した数値を表している。

※2 一次エネルギー消費量基準については、「設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く）」 / 「基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く）」 (BEI) が表中の値以下になること。

※3 住宅の一次エネルギー消費量基準については、住棟全体（全住戸＋共用部の合計）または住宅全体が表中の値以下になること。

※4 外皮基準については H25 省エネ基準と同等の水準。